

令和3年度介護報酬改定に伴う重要事項説明書等の対応について

介護サービス事業者は、介護サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者等に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制等、サービスを選択するために必要な重要事項を記した文書（以下「重要事項説明書」という。）を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければなりません。

令和3年度の介護報酬改定により、介護保険サービスの利用料金等が変更されることから、重要事項説明書、契約書、運営規程等を変更し、利用者等への対応を要することが想定されます。

については、令和3年度介護報酬改定に伴う重要事項説明書等の変更について、次のとおりとしますので、適切にご対応いただくようお願いいたします。

記

1. 重要事項説明及び契約書について

重要事項説明書や契約書の内容を変更する場合には、改めて重要事項の説明を行い同意を得たり、再契約を行うことが適切と考えられます。また、同意については、利用者等及び事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいとされています。

変更となる基本単位や新たに算定する加算など、利用者負担額の変更がわかる書面を用いて丁寧に説明し、利用者またはその家族に同意を得るよう努めてください。

また、同意に際し、署名・押印を得ることを基本としますが、それに変わる方法により同意を得る場合は、同意を得て交付していることがわかるよう記録を残してください。

2. 重要事項説明書の掲示について

令和3年度介護報酬改定に関して、重要事項説明書及び料金表を変更し、令和3年4月1日以降、速やかに事業所内の見えやすい場所に掲示してください。

3. 運営規程の変更の届出について

運営規程の変更が令和3年度介護報酬改定に係る事項（利用料金を含む）の変更に限り、本市への届出は不要です。運営規程を変更し、事業所内で保管してください。ただし、令和3年度介護報酬改定に係る事項以外で届出を要する変更があった場合は、速やかに届出を行ってください。